

## 第26号議案

# 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

デジタル庁が推進する地方公共団体の基幹業務システムの標準化により、品川区の介護保険システムは令和7年度中に標準仕様書へ準拠したシステムへの移行を予定している。システム移行にあたり、業務手順について標準仕様書に沿うよう見直しを進める中、保険料賦課徴収事務において、区民に分かりやすく、保険料通知に関する経費の軽減が見込める運用にするため所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

普通徴収の賦課算定を年2回（4月・7月）から1回（7月）へ変更する。これにより年12回に分けていた納期限が、7月から翌年3月までの9回になる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	仮算定			本算定								
現行 (12期)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
変更後 (9期)	徴収なし			○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・ 仮算定 前々年度の所得（前年度税情報）を基に、保険料額を仮計算
- ・ 本算定 前年度の所得（現年度税情報）を基に、保険料額を確定

### 3 施行期日

令和8年4月1日（令和8年度分の介護保険料より適用）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 その他

- ・ 特別徴収（年金からの差し引き）は、介護保険法（第131条, 第135条）で規定されているため条例の改正はないが、年2回（4・7月）の通知を年1回（7月）に変更し、年間保険料額を把握しやすい運用とする。
- ・ 区民への影響を考慮し、条例改正後、7月の7年度保険料通知等にて周知予定。

## 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区介護保険制度に関する条例 平成12年 3月28日 条例第19号 (普通徴収に係る納期限等)</p> <p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期限は、<u>7月から翌年3月までの各月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)</u>とする。ただし、<u>前年度分までの保険料については、当該保険料を賦課した日の属する月の末日(12月にあつては、翌年の1月4日)</u>とする。</p> <p>2 前項の納期限が、日曜日に該当するときはその翌日を、土曜日に該当するときはその翌々日を、それぞれ納期限とみなす。</p> <p>3 第1項<u>本文</u>の各納期の納付額は、年額の<u>9</u>分の1とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときまたは各納期の納付額が<u>100</u>円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、すべて最初の納付額に合算するものとする。</p> <p><u>第16条および第17条 削除</u></p>	<p>○品川区介護保険制度に関する条例 平成12年 3月28日 条例第19号 (普通徴収に係る納期限等)</p> <p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期限は、<u>毎月末日</u>とする。ただし、<u>12月にあつては、翌年の1月4日</u>とする。</p> <p>2 前項の納期限が、日曜日に該当するときはその翌日を、土曜日に該当するときはその翌々日を、それぞれ納期限とみなす。</p> <p>3 第1項の各納期の納付額は、年額の<u>12</u>分の1とする。</p> <p>4 前項の規定により算出した各納期の納付額に10円未満の端数があるときまたは各納期の納付額が<u>300</u>円未満であるときは、その端数金額またはその全額は、すべて最初の納付額に合算するものとする。</p> <p><u>(普通徴収の特例)</u></p> <p><u>第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者(以下「世帯員」という。)の前年度分の区民税の課税非課税の別を基に第13条第1項の規定により区分し、その者の区分に応じた同条に規定する額を12で除して得た額(区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料が確定</u></p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第14条第1項、第3項および第4項の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料について適用する。</u></p>	<p><u>した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、または当該被保険者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p><u>3 第一号被保険者および世帯員につき、第1項の区民税がない場合は、当該第一号被保険者および世帯員に係る当該年度分の他の特別区における区民税または市町村における市町村民税を第1項の区民税とみなす。</u>  <u>(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)</u></p> <p><u>第17条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料が前年度の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知の交付を受けた日から30日以内に区長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、区長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料額を修正するものとする。</u></p>